
公認会計士という職業と制度

青山学院大学

令和8年7月2日（木）

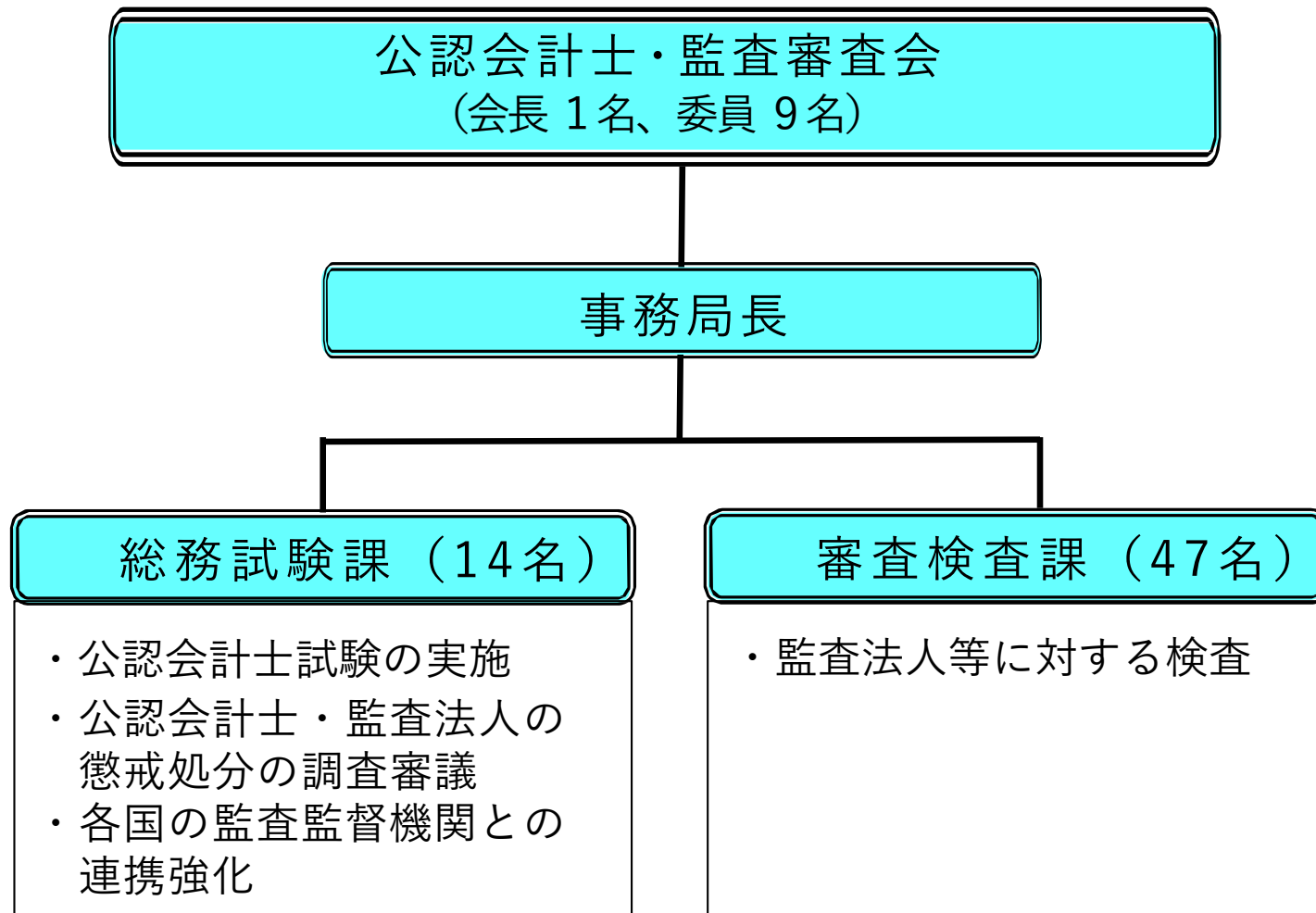
公認会計士・監査審査会

常勤委員 蟹江 章

Contents

- 0. 公認会計士・監査審査会について
- 1. 公認会計士制度について
- 2. 公認会計士という職業について
- 3. 公認会計士試験について

0. 公認会計士・監査審査会について



(人員数は令和 6 年度末)

出所：審査会『公認会計士・監査審査会』令和 7 年度版、3 頁に一部加筆。

1. 公認会計士制度

公認会計士制度

公認会計士法（1948年7月6日制定：公認会計士の日）

第1条 公認会計士の使命

公認会計士は、**監査及び会計の専門家**として、**独立した立場**において、財務書類その他の**財務に関する情報の信頼性を確保**することにより、会社等の公正な事業活動、**投資者及び債権者の保護**等を図り、もつて**国民経済の健全な発展に寄与**することを使命とする。

- **公益**（public interest）への貢献

公認会計士制度

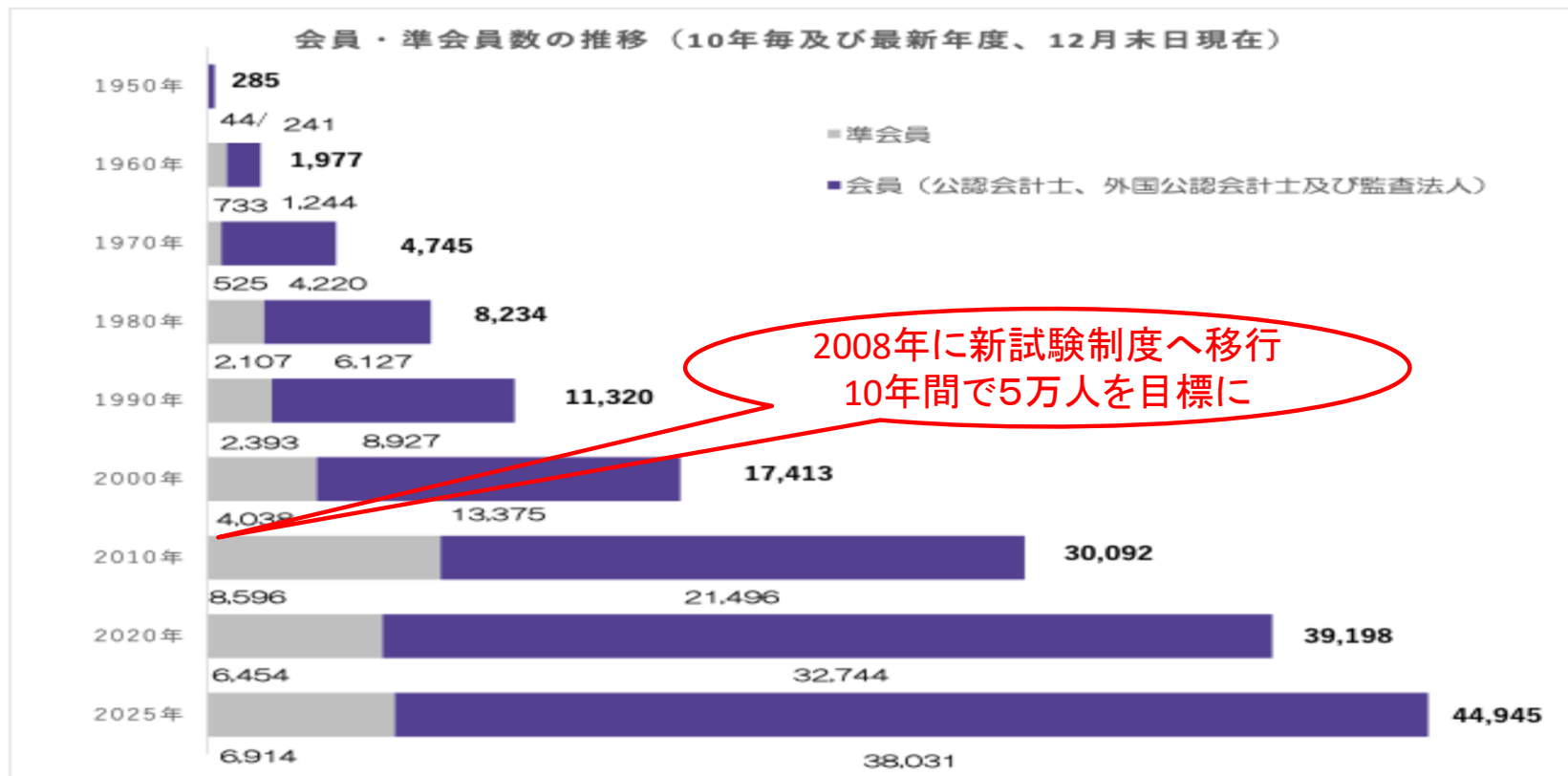
第1条の2 公認会計士の職責

公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、
独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

- 社会からの信頼
- 専門能力の維持・向上 ⇒ 高品質な業務
- 独立性の保持 ⇒ 偏りのない判断

公認会計士の実態

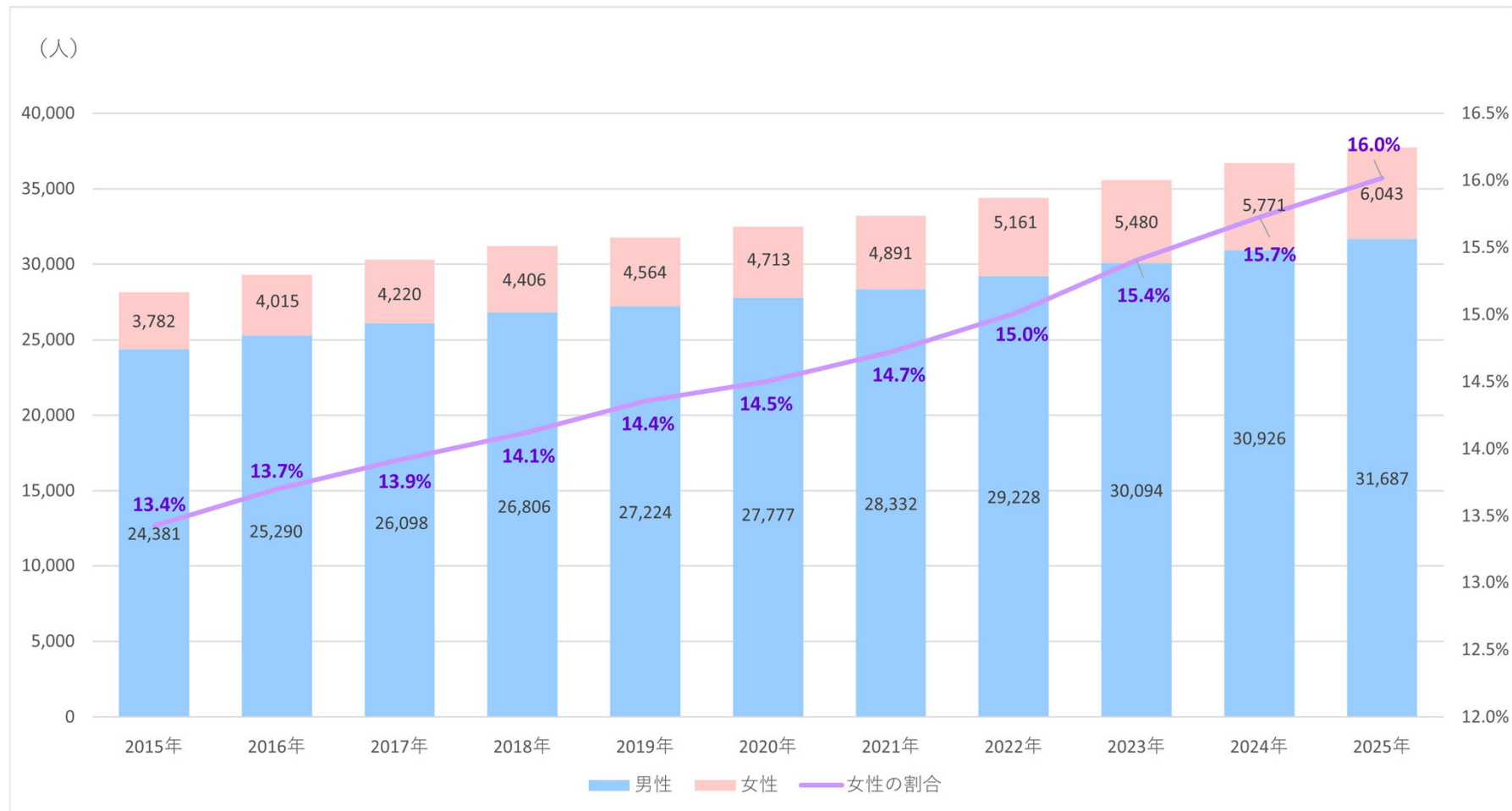
- 日本公認会計士協会会員数の推移(各年12月末日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト(<https://jicpa.or.jp/about/0-0-0-0-20260108.pdf>)

公認会計士の実態

- 日本公認会計士協会会員の男女別人数の推移(各年12月末日時点)



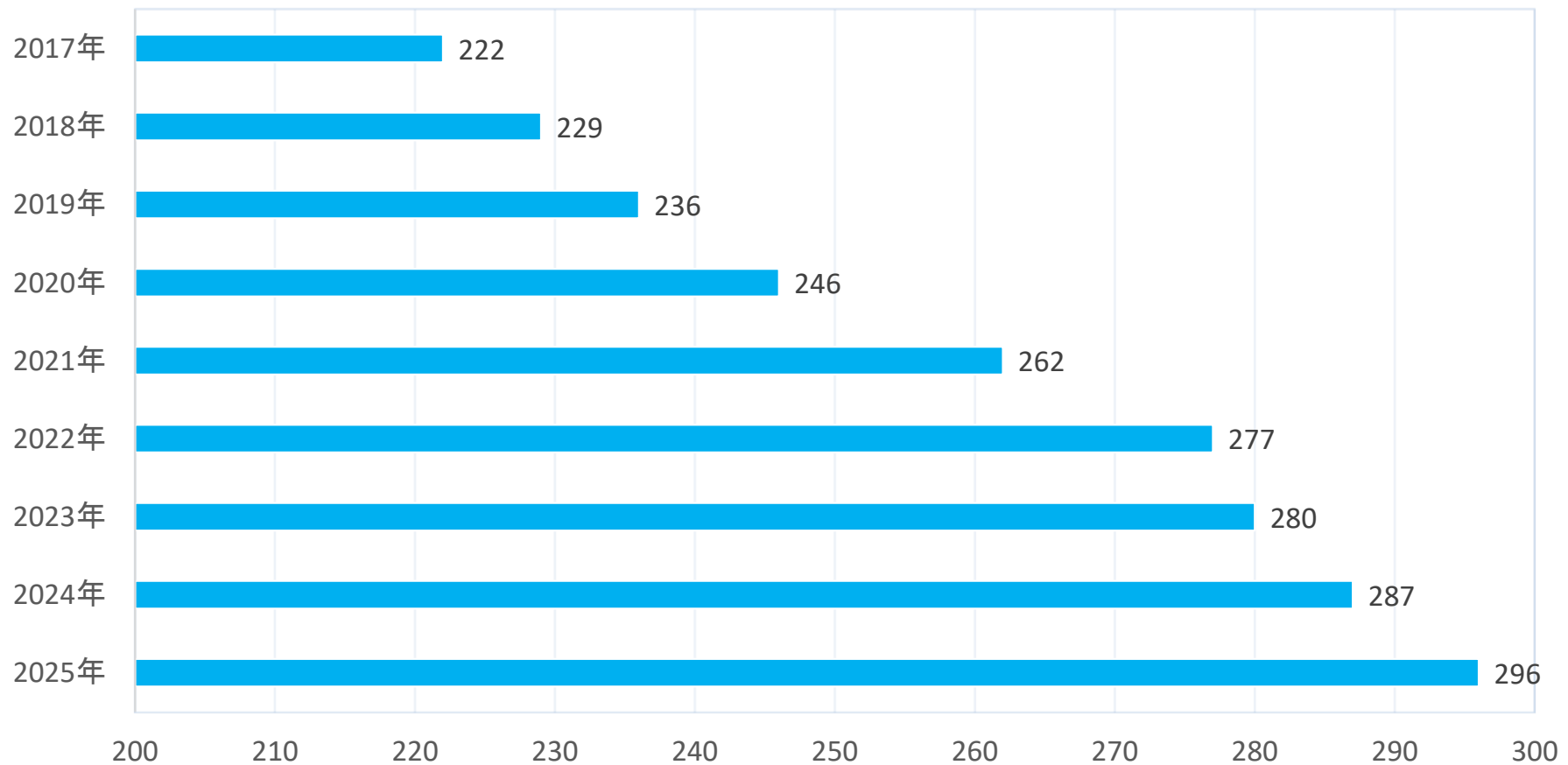
出所：日本公認会計士協会Webサイト(https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/about/)

監査法人制度

- 監査法人
 - 1966年の公認会計士法改正により設立が可能に
 - 1964～65年に発生した不正会計事例が背景
 - 大規模会社に対する個人会計事務所による監査実施の限界
 - 独立性を保持できず虚偽証明事例が発生
 - 監査証明業務の組織的な実施を図る
 - 公認会計士 5 人以上を含む社員により設立

監査法人の実態

- 監査法人数の推移



出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和3年版及び令和6年版など）に基づき作成

公認会計士の業務

- 監査証明業務（公認会計士法 第2条第1項）

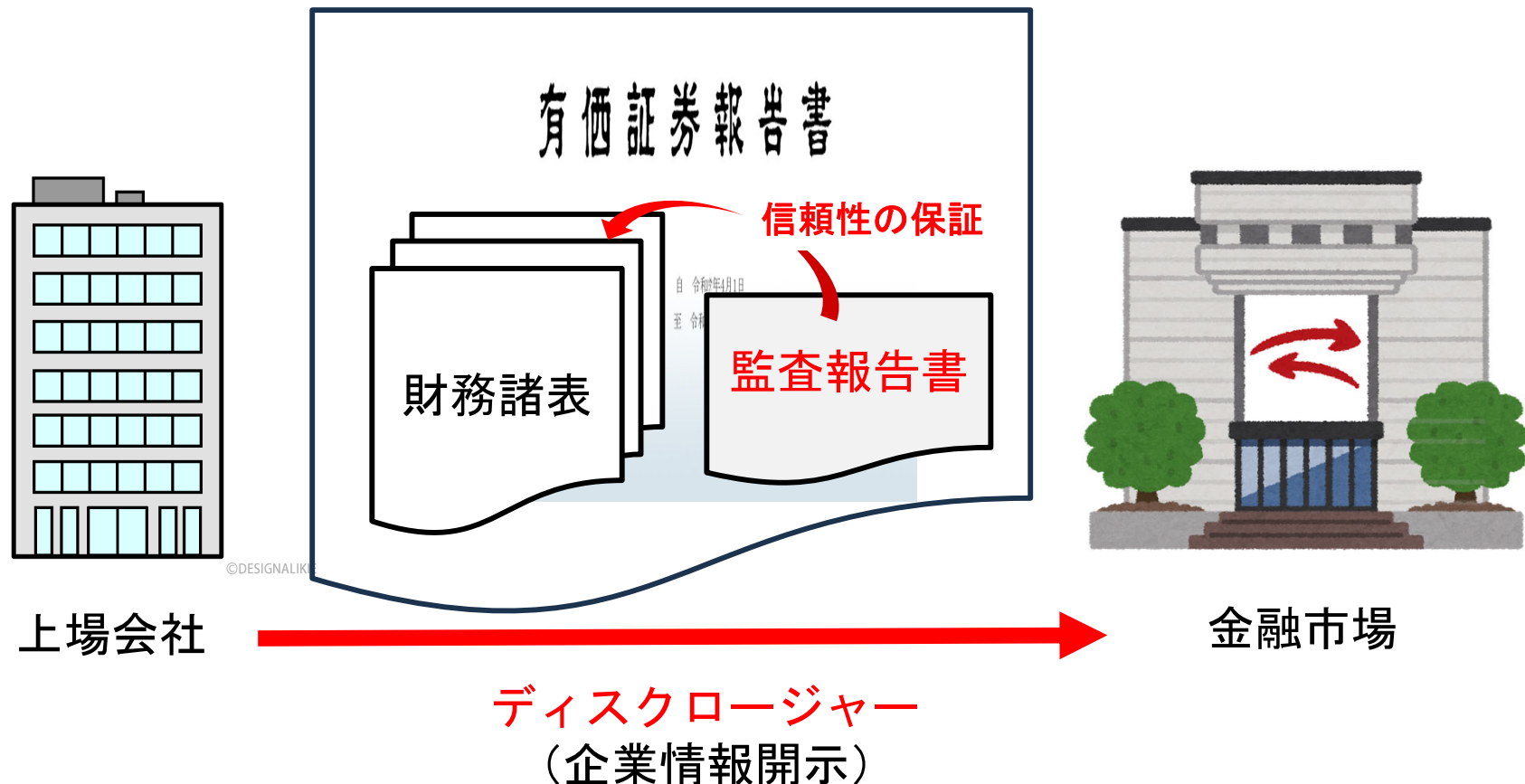
公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

- 公認会計士の業務独占（同第47条の2）

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務を営んではない。

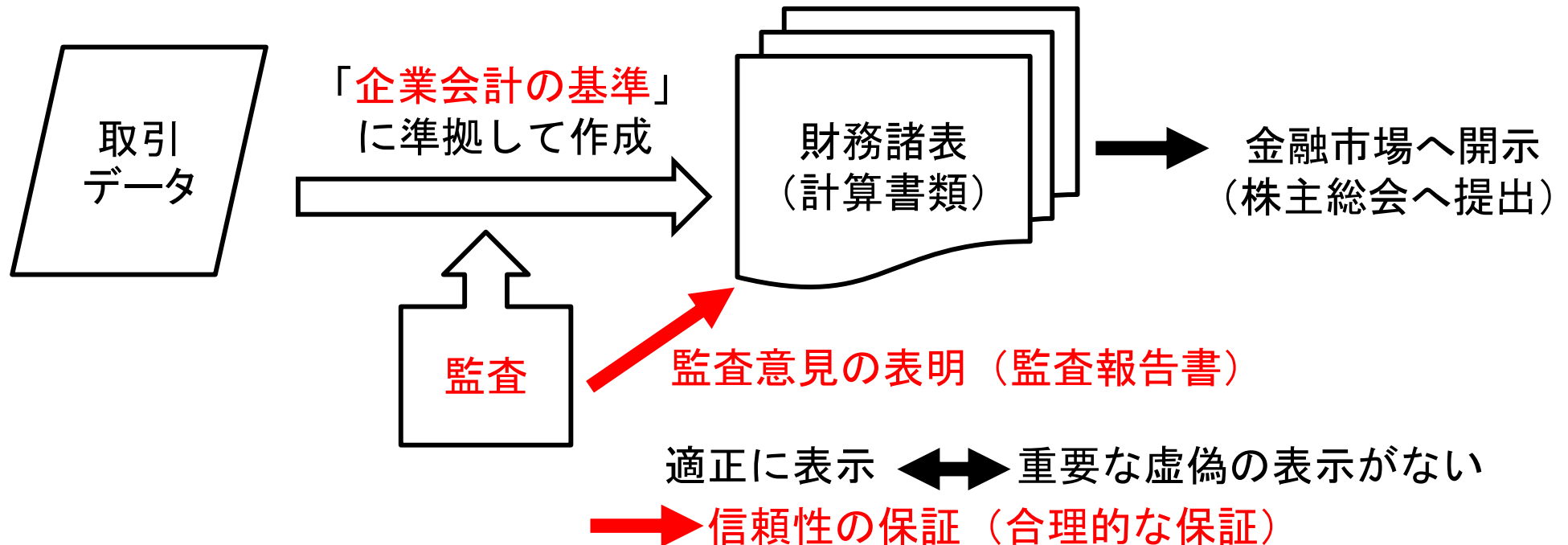
公認会計士の業務

- 財務諸表監査



公認会計士の業務

- 一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**
 - 企業会計基準（企業会計基準委員会：ASBJ）
 - **国際財務報告基準（IFRS）**（国際会計基準審議会：IASB）など



公認会計士の業務

- 監査証明業務以外の業務（公認会計士法 第2条第2項）

公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行う頃が制限されている事項についてはこの限りではない。

公認会計士の業務

金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告

背景・課題

開示基準の適用

保証

□ 企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要であり、国際的にも2023年6月にサステナビリティ開示基準 (ISSB基準) が開発されている。また、2025年3月、日本におけるサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) が開発されている。

□ 日本では上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられているものの、比較可能性、有用性を向上させる必要があり、また、第三者保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要がある。

□ グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。

□ SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り適用開始する。

i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期

ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期

iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期

(注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。

(注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。

□ 経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間とする。

□ 開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付ける。

□ 保証範囲は当初2年間は限定 (3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)。保証業務実施者を登録制 (法人) とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能とする。

26年3月期

27年3月期

28年3月期

29年3月期

30年3月期

...

SSBJ基準
任意適用開始

SSBJ基準適用開始

保証制度導入

時価総額
3兆円以上

SSBJ基準適用義務化

保証義務化

二段階開示可

同時開示

時価総額
1兆円以上

SSBJ基準適用義務化

保証義務化

二段階開示可

同時開示

時価総額
5千億円以上

SSBJ基準適用義務化

保証義務化

二段階開示可

同時開示

上記以外の
プライム企業

適用義務化
に向けて検討

東証プライム市場

公認会計士の業務

保証業務

監査証明業務

法定監査

- ・財務諸表監査
- ・内部統制監査

任意監査

監査証明業務以外の保証業務

サステナビリティ情報の保証

保証業務以外の業務

- ・財務書類の調製
- ・財務に関する調査・立案
- ・財務に関する相談

組織内会計士

2. 公認会計士という職業

公認会計士という職業

- 公益への貢献
 - 監査証明業務
 - 投資者及び債権者をはじめとする財務情報利用者の保護
 - 国民経済の健全な発展への寄与
- コーポレートガバナンスへの関与
 - 社外取締役（監査等委員会委員、監査委員会委員）
 - 社外監査役
- 非監査証明業務
 - コンサルティング
- 監査証明業務以外の保証業務
 - サステナビリティ情報の保証

公認会計士という職業

- CFO（最高財務責任者）
 - バックオフィスを統括する能力
 - 経理・財務，法務，労務，総務，人事など
- CFOへのステップ
 - 監査法人で4～5年の実務経験
 - IPO準備会社のCFO直下ポジションでバックオフィス統括能力を磨きながら上場を経験
 - CFOとしてバックオフィス統括が求められる会社に入社

公認会計士という職業

- コンサルティング
 - 会計コンサル
 - IFRS導入支援, IPO支援, 内部統制構築支援など
 - ファイナンシャル・アドバイザー・サービス
 - M&Aアドバイザー, 事業再生アドバイザー
 - 戦略コンサル
 - 中長期経営戦略やM&A戦略, マーケティング戦略など
- 独立開業
 - 税務業務
 - 非常勤監査

公認会計士という職業

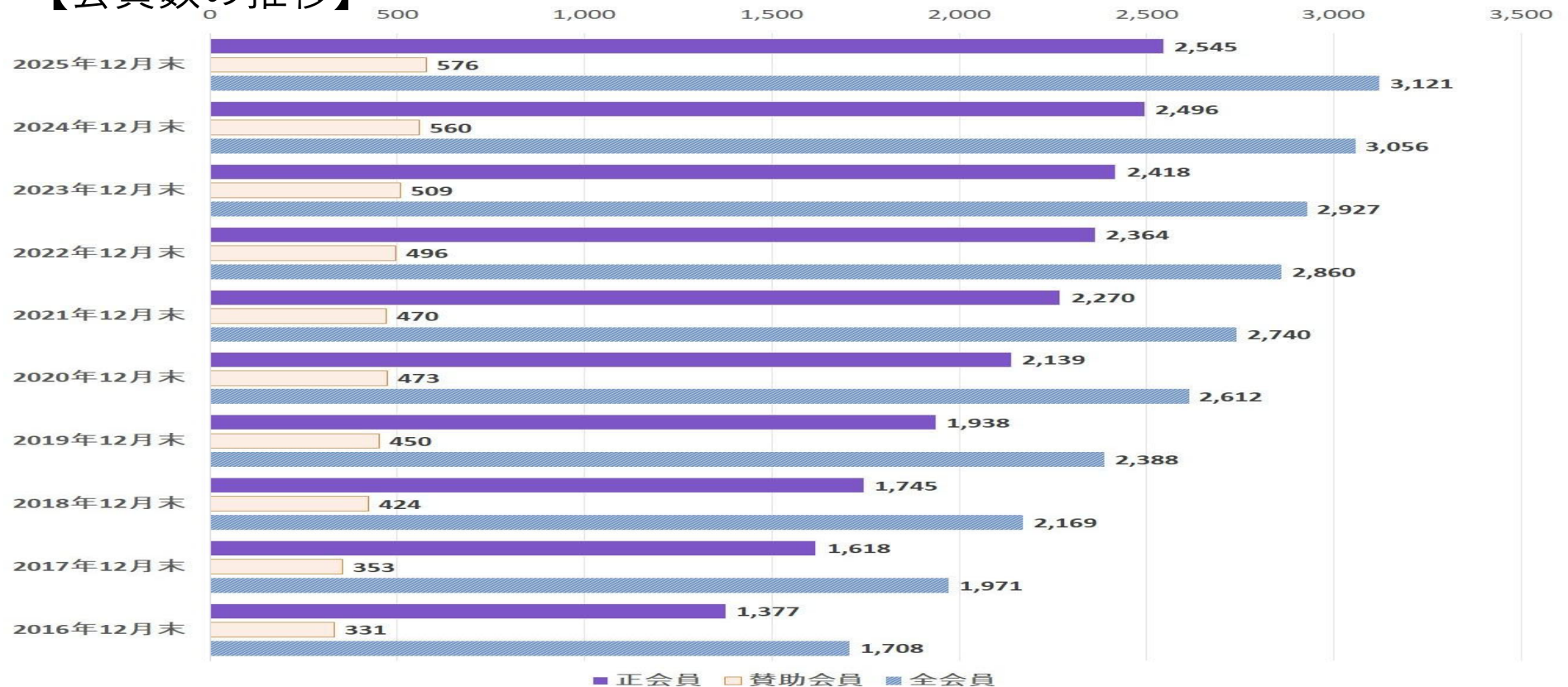
- **組織内会計士** (Professional Accountants in Business : PAIB)
 - 事業会社や行政機関に勤務する公認会計士
 - 監査法人からの転職先の4割を占める
 - 転職先
 - 上場企業 (東証プライム, スタンダード市場)
 - 新興企業 (東証グロース市場)
 - IPO準備企業

公認会計士という職業

- 組織内会計士ネットワーク

- 組織内会計士をサポートするために日本公認会計士協会に設置された組織内会計士向けの施策・研修会等の情報提供のためのネットワーク

【会員数の推移】



3. 公認会計士試験

公認会計士の資格

- 公認会計士資格の取得
 - 公認会計士試験に合格
 - 3年以上の業務補助等（公認会計士法第15条第1項）
 - 公認会計士の監査又は証明業務を補助した期間
 - 財務に関する監査、分析等に従事した期間
 - 実務補習の修了（修了考査に合格）
 - 内閣総理大臣による実務補習修了の確認
 - 公認会計士名簿への登録（日本公認会計士協会）

公認会計士試験

- 短答式試験と論文式試験
 - 短答式試験
 - 年2回実施（第1回：前年の12月上旬 第2回：5月下旬）
 - マークシート方式
 - 論文式試験
 - 年1回実施（8月下旬）
 - 論述方式

公認会計士試験

➤ 短答式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験

• 財務会計論	試験時間	150分	配点	200点
• 管理会計論		75分		100点
• 監査論		50分		100点
• 企業法		50分		100点

➤ 会計専門職大学院の修了者は企業法を除く 3 科目免除

➤ 短答式試験の合格者は論文式試験を最大 3 回受験可能

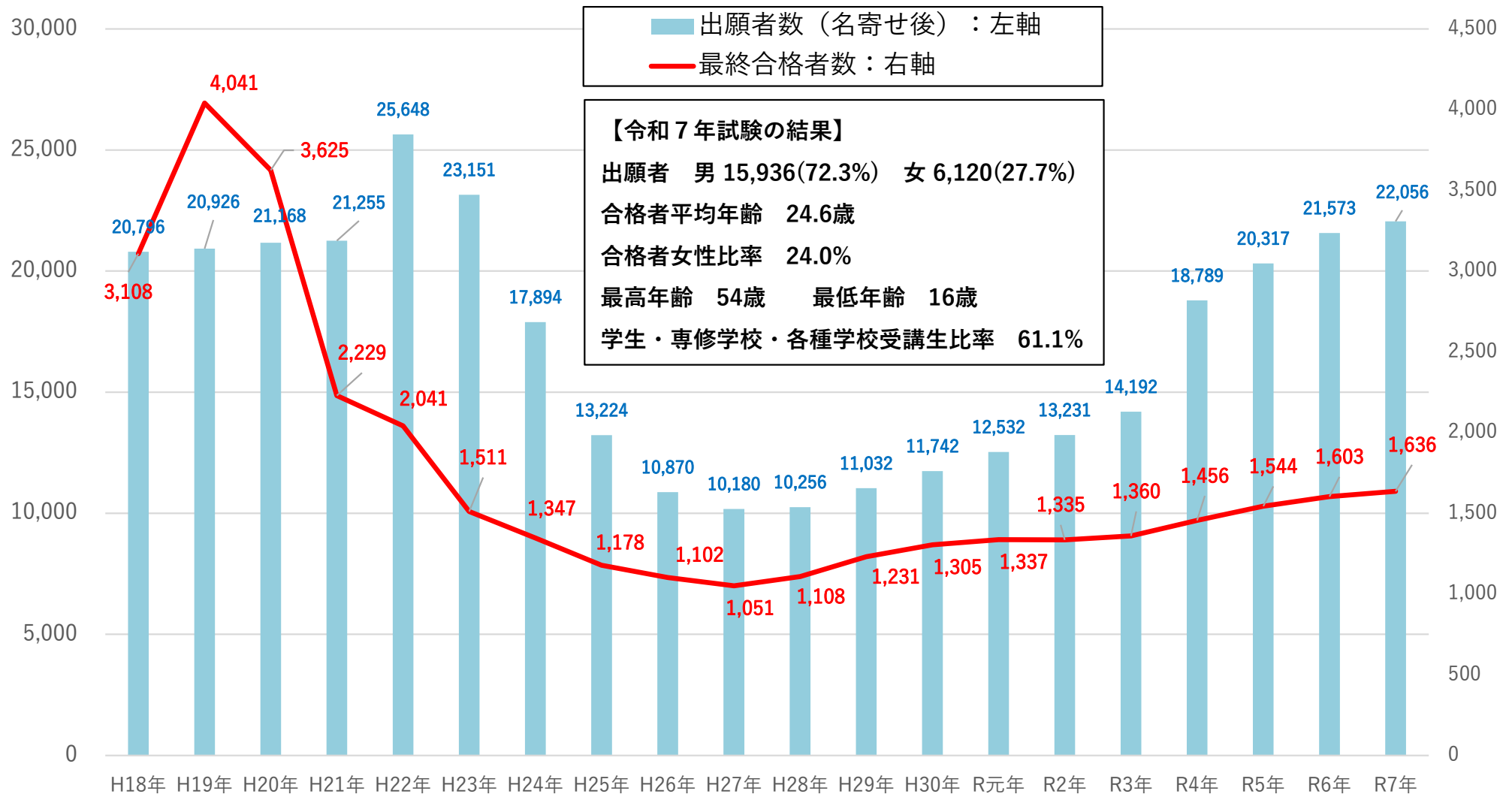
公認会計士試験

➤ 論文式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解していることを前提として、特に、受験者が**思考力、判断力、応用能力、論述力**等を有するかどうかに関し評価の重点を置くことにより、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験

• 会計学（財務会計論・管理会計論）	試験時間 300分	配点 300点
• 監査論	120分	100点
• 企業法	120分	100点
• 租税法	120分	100点
• 選択科目	120分	100点
経営学・経済学・民法・統計学から 1 科目 を選択		

公認会計士試験



公認会計士試験

(1) 短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題

- 短答式試験は、基本的な問題を幅広く出題し、**難易度のバランス**をとる
- 論文式試験では、思考力や論述力等を確認するため**一定の記述量**を求める

(2) 論文式試験の選択科目における能力判定の適正化

- 論文式試験の選択科目は、受験者の9割以上が経営学を選択
 - ⇒ 多様な合格者を輩出するため**経営学以外の選択科目**の受験者数をいかに増やすか
- 受験者の適正な能力判定のために選択科目の得点換算方法等について検討

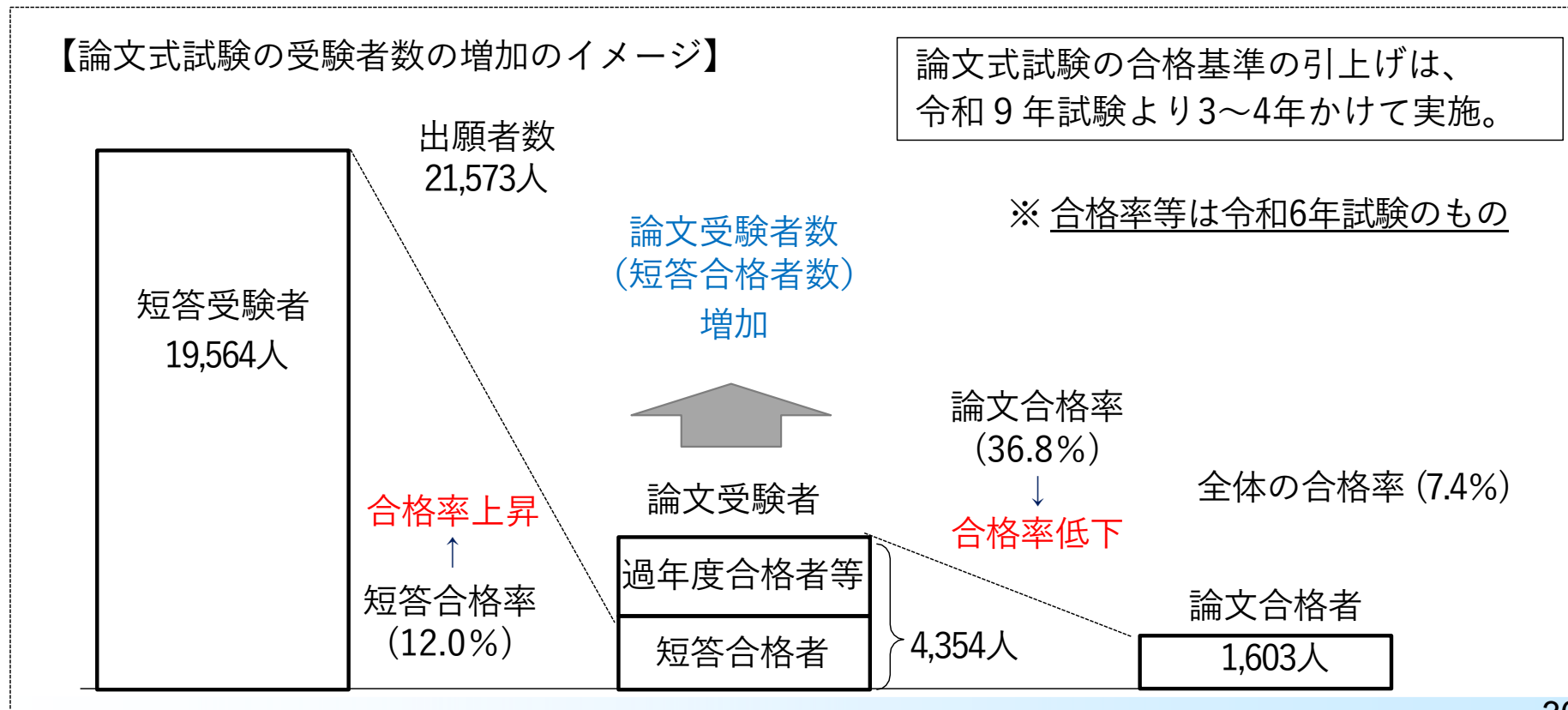
(3) 公認会計士の業務や求められる知識・能力の拡大に応じた出題

- 公認会計士の業務と英語の関わりを踏まえ会計・監査の科目で**英語による出題**
- 制度の導入状況等を踏まえて**サステナビリティ情報の開示・保証に関する出題**
- 監査実務でのITの活用状況等も踏まえて**ITの活用に関する出題**

公認会計士試験

より多くの受験者が論文式試験を受験し、論文式試験において適正な競争が行われるよう、**論文式試験の受験者数（短答式試験の合格者数）を増加**させる。

（⇒ 論文式試験の合格基準の水準を得点比率52%から54%に引き上げ。【令和9年試験より実施】）



公認会計士試験

- 公認会計士の業務における英語との関わりが拡大
→ 公認会計士には一定の英語能力が求められる
- 公認会計士試験・令和9年第1回短答式試験より英語による出題

【英語による出題の配点の割合及び出題範囲】

1. 出題科目

短答式試験の財務会計論・管理会計論・監査論の3科目

2. 配点の割合

短答式試験の総点数の5～6%程度

3. 出題の範囲

公認会計士・監査審査会のWebサイトに掲載

ご清聴ありがとうございました